９．その他の制度について

（１）駐車禁止除外指定車標章の交付

【担当】室蘭警察署 交通第一課 規制係　TEL 46-0110（内線 414）

■内容

心身に障がいがあり、歩行が困難な人が自分で運転または同乗している自動車については、公安委員会の駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた場合は、駐車禁止規制の対象から除外されることがあります。

■対象

障害の区分			障害の級別	戦傷病者
身体障害	視覚障害		１級～４級の１	特別項症から第４項症
	聴覚障害		２級、３級	特別項症から第４項症
	平衡機能障害		１級～５級※	特別項症から第４項症
	上肢不自由		１級～２級の２	特別項症から第３項症
	下肢不自由		１級～５級※	特別項症から第４項症※
	体幹不自由		１級～５級※	特別項症から第４項症
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級～２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます。）	
		移動機能	１級～５級※	
	心臓機能障害		１級、３級	特別項症から第３項症
	じん臓機能障害		１級、３級	特別項症から第３項症
	呼吸器機能障害		１級、３級	特別項症から第３項症
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		１級、３級	特別項症から第３項症
	小腸の機能障害		１級、３級	特別項症から第３項症
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		１級～３級	
	肝臓機能障害		１級～３級	
知的障害			重度（Ａ）	
精神障害			１級	

※上記のほかに小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の人も対象となります。
※車両を所有していない人や運転免許証を持っていない人でも標章の交付が受けられます。
※タクシーや他の人の車両に乗車する場合にも標章が使用できます。

■手続き

申請は、障害者手帳所持者[注1]本人（以下「申請者」）が行ってください。ただし、申請者が来庁できない場合は介護人[注2]または代理人が申請を行うことができます。
【必要なもの】指定申請書、身体障害者手帳[注3、注4]（または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、過去に標章の交付を受けたことのある人は旧標章
※介護人または代理人が申請する場合は身分確認を行いますので、あらかじめ自動車運転免許証、パスポート等をご用意ください。

（注１）身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している人
（注２）申請者が未成年、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者等の場合は当該申請者の親権者、同居人、介護人、施設の管理者等の主に申請者の介護を行っている人
（注３）手帳に記載の氏名が戸籍と異なっている人、または、住所欄に記載の住所が現住所と異なっている人は、申請前に変更の届出をしてください。 また、手帳に貼付した顔写真が汚損または棄損している場合は、自動車運転免許証、健康保険証またはパスポートなどで確認させて頂くことがあります。
（注４）手帳内容のコピーを提出できる場合は、事前の準備にご協力ください。
コピーの形式など、詳細は直接警察署にお問い合わせください。

（２）むろらん手話電話サービス

【担当】室蘭市役所　障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	テレビ電話機能を用いた手話による電話リレーサービスを提供し、スマートフォン、タブレット端末またはウェブカメラを通して、聴覚、言語機能、音声機能に障がいのある人と手話で会話をしながら必要な相手方への電話を手話通訳者が代行するサービスを行っています。
■対象	市内に居住する聴覚、音声・言語機能障がいのある人
■手続き	〈事前準備〉 １.スマートフォン又はタブレット端末等で、ＬＩＮＥを使用できるよう環境整備をしてください。 ２.むろらん手話電話サービスモデル事業の利用申込み及び同意書を障害福祉課へ提出してください。 ３.障害福祉課で登録した後、手話電話サービスで使用するＬＩＮＥのＩＤ又は、ＱＲコードを通知しますので、ご自分のＬＩＮＥにて友だち追加してください。 ４.ＬＩＮＥで友だち追加した「むろらんしゅわでん」に対し、トークにてご自分の名前（フルネーム）を入れて、メッセージを送ってください。 ５.障害福祉課より返信メッセージに、テレビ電話のテストを行うため、そちらの都合が良い日時を伺い、手話電話サービスのテスト利用を行います。 ６.テスト利用ができたら、事前準備の終了です。 〈利用方法〉 １.ＬＩＮＥで友だち追加した「むろらんしゅわでん」に対し、トークにてご自分の名前（フルネーム）、利用日時、相手先名、相手先電話番号を入れて、メッセージを送っていください。 ２.「むろらんしゅわでん」より日程などを確認するため返信メッセージを送り、予約を受け付けます。 ３.予約した日時に、ＬＩＮＥで友だち追加した「むろらんしゅわでん」にテレビ電話をかけてください。 ４.手話通訳者がテレビ電話を受けて、連絡を取りたい相手先に電話をかけ、手話通訳による手話電話サービスを行います。 〈注意事項〉 １.障害福祉課の手話通訳者が外勤している場合もありますので、必ず事前に予約してください。 ２.事前に予約した手話電話サービスを取り消す場合は、必ずご連絡ください。

（３）自動消火器・火災警報器設置

【担当】室蘭市社会福祉協議会　TEL 83-5031

■内容	ねたきり高齢者、身体に障がいのある人など、火災発生時の避難が著しく困難な人がいる世帯に対し、自動消火器・火災報知器設置を行います。
■対象	・要介護４以上で６５歳以上のねたきり高齢者 ・要介護１以上で火災発生時の避難が著しく困難な６５歳以上のひとり暮らしの高齢者 ・体幹機能、下肢機能、視覚、聴覚の障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている人で等級が１級の人（聴覚障害は２級も対象）
■手続き	身体障害者手帳、介護保険被保険者証をご持参ください。

（４）緊急通報装置の設置

【担当】室蘭市役所 高齢福祉課 介護認定係　TEL 25-2861

■内容	緊急時の通報が困難な人に緊急通報装置を貸し出し、緊急時にはガードマンが駆けつけます。
■対象	・市内在住で６５歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、病気のため日常生活動作に支障があり緊急時の通報が困難な人 ・身体障害者手帳の１、２級の人

（５）車いすの貸出

【担当】室蘭市社会福祉協議会　TEL 83-5031
室蘭身体障害者福祉協会　TEL 45-6611

■内容 ■対象	通院や旅行などで一時的に車いすを必要とする人に対して貸出を行っています。 （利用料はかかりません。） ＜貸出場所（貸出期間）＞ ①室蘭市社会福祉協議会（貸出期間　最長４か月） ②室蘭身体障害者福祉協会（貸出期間　最長１か月）
■手続き	※数に限りがありますのでお問い合わせください。

（６）ファクス利用の支援

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	電話による意思伝達ができない聴覚、音声・言語機能障がいのある人が、外出中緊急に連絡をとりたいときに、市施設のファクスを利用することができます。
■対象	市内に居住する聴覚、音声・言語機能障がいのある人
■手続き	あらかじめ、登録手続きが必要ですので、担当にお申し出ください。

（７）生活福祉資金貸付制度

【担当】室蘭市社会福祉協議会　TEL 83-5031

■内容 ■対象	障がいのある人がいる世帯に対し、生業を営むのに必要な経費、就職するための知識、技能を習得するのに必要な経費、障害者用自動車購入経費、その他日常生活上一時的に必要な経費などの貸付を、他の制度が利用できない場合に行っています。

（８）ふとん乾燥サービス

【担当】室蘭市社会福祉協議会　TEL 83-5031

■内容	在宅で寝たきりの人のふとんの洗濯・乾燥を、必要に応じ指定クリーニング専門業者が行います。
■対象	・要介護４以上で６５歳以上のねたきり高齢者 ・体幹機能障害、下肢機能障害２級以上の身体障害者手帳の交付を受けているねたきりの人
■手続き	身体障害者手帳、介護保険被保険者証、印鑑をご持参ください。

（９）市営住宅の入居

【担当】室蘭市役所 市営住宅課　TEL 25-2683

■内容	市営住宅には、車椅子専用住宅（東町１８戸、寿町４戸）があります。
■対象 ■手続き	入居する場合、収入が一定額以下であること、日常生活で常時車椅子を使用すること、身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳の交付を受けていることなどの要件がありますので、入居を希望される人は空室状況も含めてご相談ください。

（１０）医療的ケア支援事業

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容 ■対象	日常的に吸引、経管栄養、導尿、注射などの医療的ケアを必要とする重度の心身障がいのある人の社会活動への参加を確保するため、地域活動支援センターなどへ看護師を派遣します。

（１１）郵便等による不在者投票制度

【担当】室蘭市 選挙管理委員会事務局　TEL 25-2800

■内容	投票所で投票することが困難な重度身体障がいのある人が郵便などで投票できる制度です。
■対象	・身体障害者手帳 両下肢・体幹・移動機能の障がいのある人　１級、２級 心臓・じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸　１級または３級 免疫、肝臓　１級～３級 ・戦傷病者手帳 両下肢、体幹の障がいのある人　特別項症から第２項症 内部障がいのある人（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓）　特別項症から第３項症 ・介護保険の被保険者証 要介護状態区分が「要介護５」の人

（１２）ＦＡＸ(ファクス)１１９番通報

【担当】室蘭市 消防署 指令係 TEL 43-0119
FAX 41-4649
Ｅメール fire-syo-tuusin@city.muroran.lg.jp

■内容	音声による意思疎通の困難な人が円滑に緊急通報を行うことが出来るよう、ＦＡＸ（ファクス）を利用した１１９番通報を実施しています。
■対象	事前登録は不要で、室蘭市内からの利用であればどなたでも利用可能です。 ＦＡＸ１１９番通報用紙は本市ホームページからもダウンロードすることができます。 ⇒ホーム ＜ くらし ＜ 消防・救急 ＜ ＦＡＸによる１１９番通報について URL）http://www.city.muroran.lg.jp/main/org8850/fax119.html

（１３）障がいのある人に関するマーク

障がいのある人が安全で快適に暮らすことができるように、公的機関や障がい者にかかわる団体などが定めたマークです。代表的なものを覚えておきましょう。

障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。

車いすを利用する人だけではなく、障がいのあるすべての人のためのマークです。

盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がい者の人の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器につけられている世界共通のマークです。

信号や音声案内装置、国際点字郵便物、点字を使用した書籍、印刷物などに使用されています。

身体障害者標識（車に表示）

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。

このマークをつけた車に幅寄せや割り込みをしていけません（やむを得ない場合を除き、道路交通違反になります）。

聴覚障害者標識（車に表示）

聴覚障がいがあることを理由に運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。

このマークをつけた車に幅寄せや割り込みをしていけません（やむを得ない場合を除き、道路交通違反になります）。

耳マーク

聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。

また、自治体や病院、銀行などを利用したとき、聴覚障がい者に援助することを示すマークとしても使用されています。

補助犬マーク

身体障がい者補助犬と一緒に入ることができる施設やお店を示すマークです。

不特定多数の人が利用する施設では、補助犬の受け入れが義務づけられています。

補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを指します。

●これらは障がいのある人の社会参加を助けるマークです。どんなことが不自由で、何ができないのかを周りの人が理解することで、障がいのある人へのサポートにつながります。

オストメイトマーク

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した人）を示すマークです。
オストメイト対応のトイレなどの設備があることを示す場合などに使用されています。

ハートプラスマーク

身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある人を表しています。
身体内部に障がいがある人は、外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。

ヘルプマーク（ＪＩＳ規格）

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からは分かりにくくても援助や配慮を必要としている人のためのマークです。
このマークを身につけている人は、周りの人に配慮を必要としていることを知らせることができます。

障害者雇用支援マーク

公共財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。
障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業が掲示しています。

手話マーク

耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、窓口や施設がその対応ができることを示すマークです。
耳が聞こえない人がマークを提示した際は「手話で対応をお願いします」、窓口などが掲示している場合は「手話で対応します」の意味になります。

筆談マーク
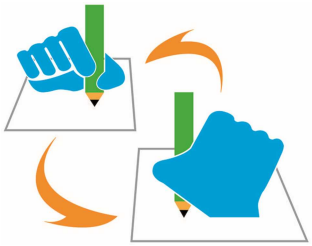
耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、窓口や施設がその対応ができることを示すマークです。
耳が聞こえない人などがマークを提示した際は「筆談で対応をお願いします」、窓口などが掲示している場合は「筆談で対応します」の意味になります。